

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人大阪教育大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与(期末特別手当)については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年6月から、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、給与減額措置を実施し、報酬(基本給)並びに地域手当、広域異動手当及び期末特別手当をそれぞれ9.77%引下げた。  
なお、地域手当については、本学職員給与規程を準用しており、同規程を改正し大阪府の区域を支給率10%としたことに伴い、平成24年4月から支給率を10%としている。

理事

平成24年6月から、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、給与減額措置を実施し、報酬(基本給)並びに地域手当、広域異動手当及び期末特別手当をそれぞれ9.77%引下げた。  
なお、地域手当については、本学職員給与規程を準用しており、同規程を改正し大阪府の区域を支給率10%としたことに伴い、平成24年4月から支給率を10%としている。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

平成24年6月から、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、給与減額措置を実施し、報酬(基本給)並びに地域手当、広域異動手当及び期末特別手当をそれぞれ9.77%引下げた。  
なお、地域手当については、本学職員給与規程を準用しており、同規程を改正し大阪府の区域を支給率10%としたことに伴い、平成24年4月から支給率を10%としている。

監事(非常勤)

平成24年6月から、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、給与減額措置を実施し、報酬(非常勤役員手当の日額)を引下げた。(34,900円→31,500円)

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,179	千円 10,846	千円 4,112	千円 1,084 (地域手当) 135 (通勤手当)			
A理事	千円 13,976	千円 9,193	千円 3,485	千円 919 (地域手当) 378 (通勤手当)			
B理事	千円 12,908	千円 8,553	千円 3,242	千円 855 (地域手当) 256 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 12,956	千円 8,553	千円 3,242	千円 855 (地域手当) 304 (通勤手当)			
D理事	千円 11,330	千円 7,131	千円 2,858	千円 1,248 (地域手当) 91 (通勤手当)	4月1日		◇
A監事	千円 11,963	千円 7,936	千円 3,008	千円 793 (地域手当) 224 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 161	千円 157	千円	千円 4 (交通費)			

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して措置が必要と認められる地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

「役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるため退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、各年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進することにより人件費管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人大阪教育大学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう考えている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

組織の目標達成に向け、職員のインセンティブを高めるため、大学教員については、教育活動、研究活動、社会貢献活動等で評価し、附属教員及び事務系職員については、自己点検・評価のシステムを実施し、これら評価結果に基づき、一定の枠内で給与等に反映させている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績等に応じて決定される割合(成績率)に基づき支給する。
基本給 (昇格・降格)	勤務成績等に応じ、従事する職務に応じた級に昇格又は下位の級に降格させることができる。
基本給 (査定昇給)	勤務成績の区分に応じて昇給させる。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

##### 平成24年4月から

- (1) 中高年齢層(40歳代以上)の基本給等を引下げ。(平均改定 $\Delta 0.23\%$ )
- (2) 昇給抑制の一部回復措置として、若年・中堅層の号俸を2号俸又は1号俸上位に調整。
- (3) 平成18年4月の給与構造改革における経過措置額の廃止。(平成26年3月31日廃止)
- (4) 育児休業者が1か月以下の職員の期末手当の在職期間について、当該育児休業期間を非除算とする改正。
- (5) 地域手当の支給区分等を見直し、大阪府と同様に大阪府の区域を一律10%に改正。

##### 平成24年6月から

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の給与減額措置を講ずることとした。  
(実施期間:平成26年3月31日まで)

- (1) 基本給月額及び地域手当を引下げ。  
(職務の級に応じて、 $\Delta 4.77\%$ 、 $\Delta 7.77\%$ 、または $\Delta 9.77\%$ )
- (2) 管理職手当を引下げ。 $(\Delta 10\%)$
- (3) 期末・勤勉手当を引下げ。 $(\Delta 9.77\%$ (1)の適用がないものとして算出した額から減額))

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	512	47.1	7,379	5,570	190	1,809
事務・技術	112	42.3	5,485	4,190	134	1,295
教育職種 (大学教員)	229	52.6	8,729	6,495	253	2,234
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	79	46.4	7,285	5,593	172	1,692
教育職種(附属義務 教育学校教員)	87	39.4	6,406	4,932	112	1,474
教育職種 (外国人教師等)	2					
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	7	63.2	4,413	3,752	180	661
事務・技術	3	62.5	3,844	3,280	180	564
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員)	4	63.8	4,839	4,106	180	733

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
年俸制適用者	12	46.1	5,096	5,096	176	0
事務・技術	8	43.6	4,604	4,604	157	0
教育職種 (大学教員)	4	51.0	6,079	6,079	214	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

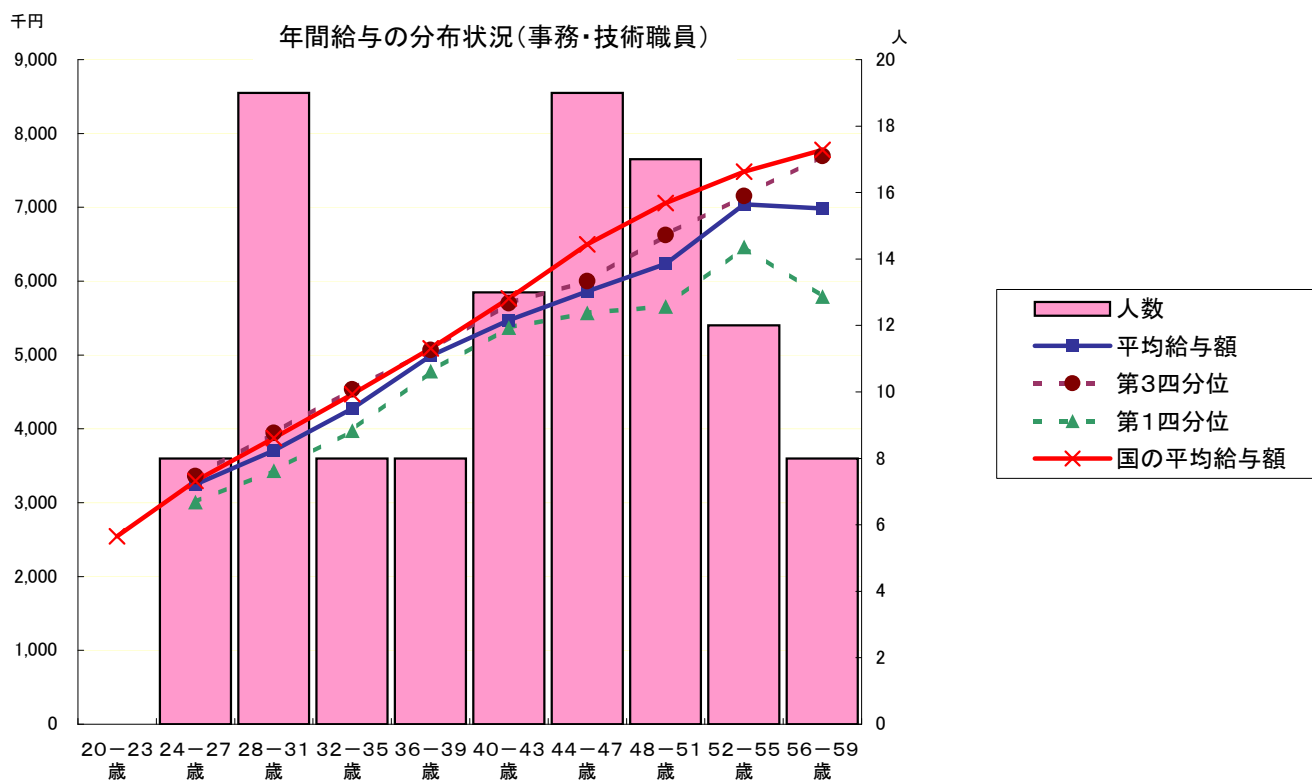
注2:常勤職員の「技能・労務職種」、「教育職種(外国人教師等)」及び「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員、附属中学校教員で附属高等学校に併任している者を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「技能・労務職種」は、調理師である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

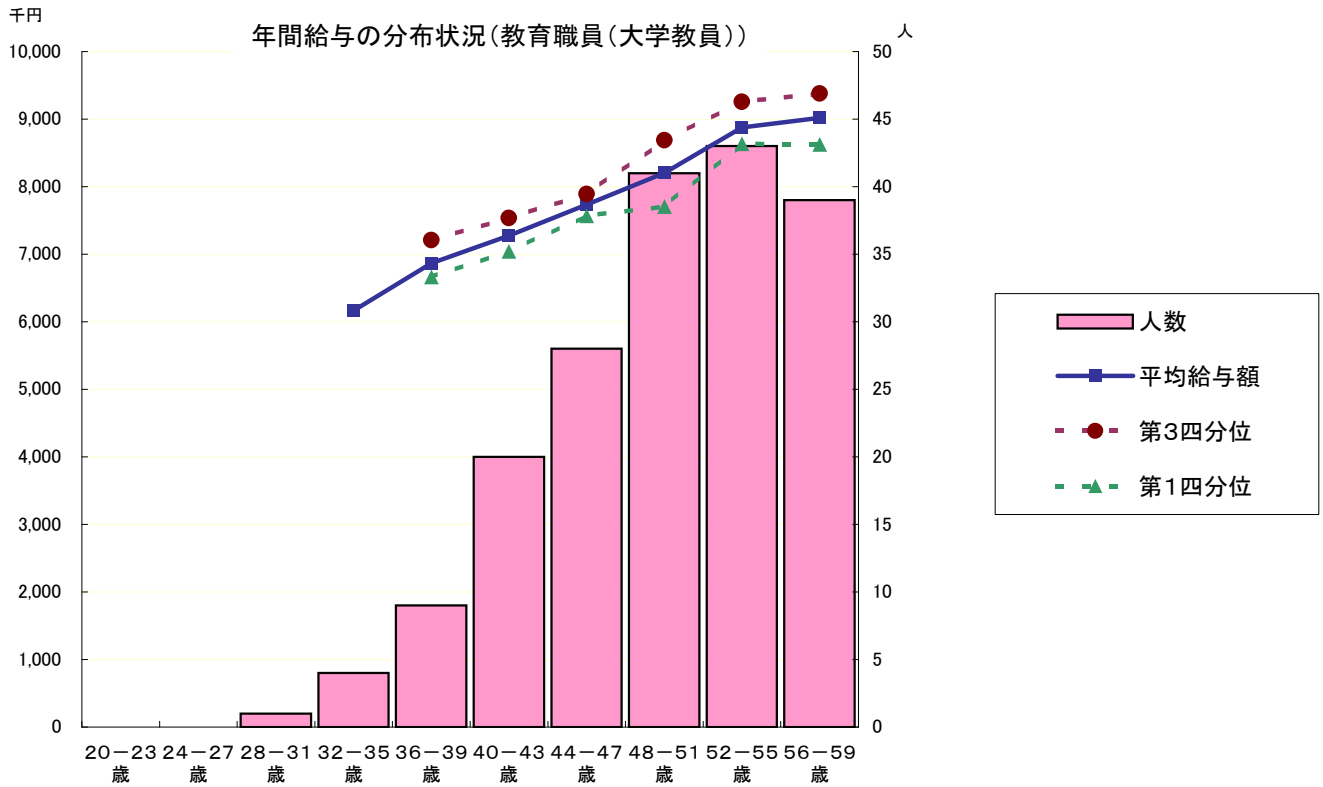


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	1		—	—	
課長	13	53.0	7,559	7,745	8,083
課長代理	12	49.7	6,055	6,412	6,626
係長	44	45.3	5,176	5,560	5,790
主任	12	44.2	4,241	4,906	5,714
係員	30	29.3	3,274	3,635	3,946

注:「部長」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。また、年齢32～35歳の該当者は4人のため、同様の理由から、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	141	57.0	8,706	9,118	9,509
准教授	79	46.2	7,345	7,584	7,855
講師	9	39.5	6,088	6,243	6,408

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	部長 課長	課長 課長代理	課長代理 係長	係長 主任等	主任 係員	係員
人員(割合)	112人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	1人 (0.9%)	7人 (6.3%)	7人 (6.3%)	16人 (14.3%)	46人 (41.1%)	22人 (19.6%)	13人 (11.6%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	59 44	58 45	58 46	59 35	47 28	30 24
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	6,404 5,876	5,923 5,071	5,272 4,349	4,867 3,226	3,594 2,603	3,063 2,269
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	8,513 7,693	7,702 6,742	7,044 5,818	6,335 4,241	4,619 3,432	3,870 2,954

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～(最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助手
人員(割合)	229人	141人 (61.6%)	79人 (34.5%)	9人 (3.9%)	人 (%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		64 47	59 35	53 31	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		8,252 5,581	6,592 4,878	5,302 3,862	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		11,038 7,551	8,823 6,590	7,131 5,177	千円	千円



④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.8	66.1	65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2	33.9	35.0
	最高～最低	44.1 }	40.8 }	42.4 }
		32.6	30.1	31.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.9	67.2	65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1	32.8	34.4
	最高～最低	41.6 }	38.3 }	39.9 }
		32.5	28.2	30.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.8	67.2	65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.2	32.8	35.0
	最高～最低	39.8 }	35.7 }	35.9 }
		33.6	30.8	32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.3	67.0	65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.7	33.0	34.3
	最高～最低	39.8 }	36.5 }	36.0 }
		31.6	33.0	31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.6

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

102.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.6	
	参考	地域勘案 98.8
		学歴勘案 91.6
		地域・学歴勘案 98.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 68% (国からの財政支出額 7,001百万円、支出予算の総額 10,240百万円：平成24年度予算)  【検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから、給与水準は適切であると考え。	
講ずる措置	今後も引き続き、国家公務員の給与水準を上回らないよう総人件費を管理する。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 97.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,768,593	千円 5,009,170	千円 (%) △ 240,577 ( △4.8 )	千円 (%) △ 403,575 ( △7.8 )
退職手当支給額 (B)	千円 541,084	千円 678,771	千円 (%) △ 137,687 ( △20.3 )	千円 (%) 50,052 ( 10.2 )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 695,135	千円 634,233	千円 (%) 60,902 ( 9.6 )	千円 (%) 55,739 ( 8.7 )
福利厚生費 (D)	千円 696,866	千円 703,656	千円 (%) △ 6,790 ( △1.0 )	千円 (%) 7,391 ( 1.1 )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,701,678	千円 7,025,830	千円 (%) △ 324,152 ( △4.6 )	千円 (%) △ 290,393 ( △4.2 )

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「8役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」については、平成24年4月1日より地域手当の支給区分等を見直したことによる増額要因があったが、同日より中高年齢層(40歳台以上)の基本給等の引下げ(平均改定率△0.23%)及び平成24年6月1日より特例法に基づく削減を行ったことに加え、常勤職員の採用を計画的に抑制し人員削減を進めたことによる職員数の減、年俸制適用職員や再雇用職員の活用及び一人当たりの年間給与額を全体的に抑制したことにより、前年度比△4.8%となった。

「最広義人件費」については、「非常勤役職員等給与」が前年度比9.6%の増加となったが、「給与、報酬等支給総額」、「退職手当支給額」及び「福利厚生費」が減少したことにより、前年度比△4.6%となった。

##### ○特例法に基づく給与減額について

特例法に基づく給与減額は、事務系職員(「事務・技術職種」及び「技能・労務職種」)△53,039千円、大学教員(「教育職種(大学教員)」)△180,020千円、附属学校教員(「教育職種(附属高校教員)」及び「教育職種(附属義務教育教員)」)△92,526千円、役員△7,298千円となり、総計で△332,884千円となった。

##### ○「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく退職手当の削減について

支給水準引下げ等による退職手当の削減額は、事務系職員(「事務・技術職種」)△3,088千円、大学教員(「教育職種(大学教員)」)△12,536千円、附属学校教員(「教育職種(附属高校教員)」及び「教育職種(附属義務教育学校教員)」)△5,977千円となり、総計で△21,602千円となった。

#### IV 法人が必要と認める事項

○Ⅱ-2-⑤職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標について

この比較指標については、地域手当を含んだ年額にて算出している。地域手当は、国に準拠する場合、本学の大阪府内の各事業所は、支給率が、15%(大阪市)、10%(池田市)及び3%(柏原市)の地域に該当することとなるが、管理運営の必要性から、大阪府と同様に、府内の事業所は10%(大阪府の区域)地域とし、府内統一の取扱いとしている。

○「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

改正前:20年以上勤続後の定年等の調整率・・・104/100

その他自己都合等の調整率・・・100/100

改正後:全ての退職手当支給対象者の調整率・・・87/100

(退職理由及び勤続年数に関わらず一律に適用)

(経過期間の調整率)

平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/100

平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100

平成26年7月以降 87/100